

第6部

閉鎖機関

閉鎖機関について

—『閉鎖機関とその特殊清算』を中心に—

村上 勝彦

I 閉鎖機関研究の現状と課題

1. 閉鎖機関の指定および管理

閉鎖機関とは、日本敗戦後、GHQ指令およびそれに基づく国内法令によって閉鎖・解散させられ、その後清算処理を受けた会社・組合・団体などのことで、その数は合計1093⁽¹⁾、範囲は株式会社・金庫・営団・財団法人・協会・協同組合・統制組合など多様な機関、多種な産業分野に及んでおり、「機関」として一括されるのが適切なものである。

一般には、(A)経済の非軍事化、(B)経済の民主化に沿うものが対象とされ、まず最初に(A)に関わるものが経済侵略機関という認定を受けて指定され⁽²⁾、その後(B)に及んでいった。これらはGHQの日本経済管理政策に対応したものであり、社会・文化・思想などに関わるものではない。後者は、軍国主義者公職追放・超国家主義団体解散のGHQ指令や、公職追放令の拡大改正などで処理された。しかし、満洲映画協会というやや異色の文化関係機関が含まれているのは、同協会が満洲国と閉鎖機関に指定された満鉄（南満洲鉄道会社）との折半出資によるものであり、満洲国特殊法人だったからであり、またやや社会・文化関係的な日本出版販売会社・全国写真撮影業統制組合が指定されたのは、これらが戦時統制に関わっていたからである。

閉鎖機関指定の最初は1945年9月30日のGHQ覚書によってであり、指定と同時に閉鎖が断行された。それは①朝鮮銀行・台湾銀行・満洲中央銀行などの外地関係の金融機関、②南満洲鉄道会社・満洲重工業開発会社・東洋拓殖会社などの外地関係の開発機関、③資金統合銀行・戦時金融金庫などの主に内地の戦時資金動員機関などからなり、それらは日本の対外侵略の経済的基盤、すなわち前述の(A)に関わる経済侵略機関と認定されたものである。

その後、経済侵略機関と認定されて指定された機関の数も増大する一方、前述の(B)に関わる戦時経済統制機関が次々と指定されていき、数の上では後者の方が圧倒的に多くなっていった。さらに必ずしも戦時統制に関わらないものでも、統制を民主化するために指定された機関もある。いわば「戦前型」統制から「戦後型」（＝民主的）統制への転換のためである。このような指定の拡大は、いったん生み出された閉鎖機関制度を拡大して利用した結果ではないかと推測され、今後の研究の一論点となる。

ところで閉鎖機関の指定（＝閉鎖）は、上述のように1945年9月30日に始まり、49年5月31日の財団法人炭鉱福利協会で打ち止めとなつた。合計は前述のように1093を数えるが、そのうち

の四つが途中で閉鎖指定を解除されている。また性質上「機関」ではないが、閉鎖・清算処理を受けたものに、日本証券取引所の特別勘定(有価証券売買取引事業特別会計)がある。閉鎖の一定期間後から清算処理を受け始めたので、最後の指定がなされた49年5月より以前に清算結了してしまった機関も当然ある。

指定後に、それらの財産管理のためにまず「閉鎖機関保管人委員会」が1946年2月6日に設けられたが、この委員会は主に調査および財産のたんなる管理の任に当たるものであったので、さらに清算へと業務を進展させる必要に応じて、翌47年5月1日に同委員会から「閉鎖機関整理委員会」へと組織再編が行われ、その直前に制定された閉鎖機関令に則って清算業務が遂行されていった。その清算は「特殊清算」、担当機関・者は「特殊清算人」と呼ばれた。

このように清算の任に当たったのは基本的には上記の委員会であったが、若干の例外が見られる。まず日本銀行が1945年10月に朝鮮銀行・台湾銀行など5機関の、さらに47年3、5月に3機関の「特別整理人」に指定され、別に日本勧業銀行が45年12月に全国金融統制会の「清算人」に指定された。これらに関しては、第1に、機関数では全体の中の極少なので例外といえるが、重要な機関が含まれていた、第2に、閉鎖機関保管人委員会発足以前になされ、かつ保管業務にとどまらず、すでに清算業務を任としていたので、この例外の究明は閉鎖機関政策の研究上もう一つの重要な論点をなしている。

やや煩瑣になるが、用語の問題として、日本銀行・日本勧業銀行はこの時「特殊整理人」、「清算人」(Liquidator)と呼ばれ、他方閉鎖機関保管人委員会が「保管人」(Conservator)と呼ばれたのに対し、1948年8月の閉鎖機関令改正以降初めて「特殊清算人」と呼ばれることになった。これは、同令改正以前には機関解散や最終処理に関する規定がなかったので「特殊整理」と一般に呼ばれ、同令改正によって初めて「特殊清算」の語が確定したことによる⁽³⁾。

閉鎖機関整理委員会成立後は同委員会が特殊清算人となったが、例外的に2機関のみが後に同委員会から個人(2人)に代わっている。同委員会は、サンフランシスコ講和条約発効(1952年4月28日)の直前の3月31日に解散したが、その時までに清算結了に至らなかった470の閉鎖機関が4種類に分けられ、4人の特殊清算人に委ねられた。4種とは、在外活動関係(51機関)、特殊法人関係(17機関)、一般法人関係(310機関)、大阪関係(88機関)である⁽⁴⁾。同委員会解散後も閉鎖機関令は存続し、後述のように後に改正されて第二会社設立が可能となった。

2. 閉鎖機関に関する政策研究の課題

GHQの日本統治政策において、閉鎖機関制度・政策はその重要な一項目をなしていたが、財閥解体政策や反独占政策についての詳細な研究がなされているのと対照的に、その研究はほぼ皆無といってよい。従来閉鎖機関が取り上げられる場合も、個々の機関の閉鎖以前の活動に関してであって、閉鎖をめぐってではなかった。だが閉鎖機関関係資料の今後の追求によって、閉鎖以前とくに敗戦直前・直後期の閉鎖機関の活動実態をより詳細に明らかにできる可能性がある。とくに経済侵略機関とされた在外活動関係機関については、植民地・占領地における解放後の経済建設の基盤の解明に資するし、また機関によっては今日もなお未解決状態にある戦後補償問題に有効な材料を与える可能性もある。もっともこれらの課題は、今後関係資料をど

れほど入手できるのかに左右されるし、日本国内に残存する資料と旧植民地・占領地に残存する資料との突き合わせ作業を必要とする。

他方、国内の戦時統制機関については、関係資料の追求によって、戦時統制ひいては戦時経済の実態、戦時統制と戦後統制の区別と連関のあり方をより明確にできる可能性を持っている。閉鎖機関の清算結了後も関係資料は10年間保存されなければならないと定められていたし、今なお清算結了にいたっていない閉鎖機関もある⁽⁵⁾。関係資料が大蔵省に保存されているので、利用の困難さは予想されるが、将来的には期待できよう。

以上は個々の閉鎖機関に関するものであるが、GHQの日本統治政策とりわけ経済政策の全体像をより明らかにするためには、閉鎖機関に関する全体としての制度・政策の究明が重要となる。その政策変容過程の有無およびそのあり方の究明によって、GHQの政策転換、日本政府の戦後政策に関する研究を広げることができる。また閉鎖機関のうち後に第二会社設立に成功したのは、朝鮮銀行・台湾銀行のわずか2機関にしかすぎなかつたが（横浜正金銀行を別とする）、その動向は日本政府の戦後政策と深く関連していたので、閉鎖後のこれら2機関の研究が重要となる。

ところで、GHQ内で閉鎖機関を担当した部局は経済科学局(Economic and Scientific Section)の財務部（または財政部、Financial Division、部または課と邦訳）の清算課（または閉鎖機関課、Liquidation Branch、課または班と邦訳）であった。この清算課がいつ発足したか詳細は不明であるが⁽⁶⁾、少なくとも閉鎖機関保管人委員会が発足した4ヵ月後の1946年6月には存在しており⁽⁷⁾、GHQ内でもっとも多数のスタッフを抱えていたブランチといわれる⁽⁸⁾。同課は50年1月1日には廃止され、引き続いて上部組織の財務部が担当することになったが、すでに主要な任務は終わっており、かつアメリカの占領政策の転換もあったためか、閉鎖機関整理委員会の監督は日本政府の所管部署である大蔵省に移された⁽⁹⁾。

大蔵省では管財局閉鎖機関課が監督機関であったが、以前は特殊財務部という部署が担当していたようであり⁽¹⁰⁾、今その詳細は不明である。総じてGHQと日本政府の関係は微妙であり、間接統治のため形式的には日本政府が所管機関であったが、実際にはGHQの関係部署が詳細に至るまで指令していたようである。委員会について、「法律の建前は全面的に大蔵省が監督しなければいけないが、大蔵省も（閉鎖機関の2委員会を）初めは司令部の機関のような具合に考えていた」⁽¹¹⁾と言われる実状であり、閉鎖機関政策をめぐるGHQと日本政府との関係のあり方も今後の研究課題をなしている。

II 『閉鎖機関とその特殊清算』の概要

1. 構成と内容

閉鎖機関制度・政策に関する唯一まとめた文献が『閉鎖機関とその特殊清算』（閉鎖機関整理委員会編、1954年3月、1626+309ページ）である。閉鎖機関整理委員会が解散となり、その清算が結了した（1952年11月）後に、編集・刊行されたもので、その正史に当たる。1900ページ余の膨大な書で、本編は、第1編：閉鎖機関制度、第2編：在外活動関係閉鎖機関、第3編：経済

統制関係閉鎖機関、追録：閉鎖機関整理委員会解散後の特殊清算、の4部からなり、付録の資料編は、I：閉鎖機関名索引、II：閉鎖機関一覧表、III：DATA、の3部からなっている。

本編の第1編と追録が中心部分に当たり、制度・政策の変遷過程が詳細な日付、依拠するGHQ指令名や法令名などを付して細大漏らさず記載され、その性格は客観的叙述に徹しており、編者の分析的内容はほとんど見られない。それゆえ、後世の我々が政策史分析をする際の手がかりはあまり与えられていない。むしろ資料集ともいいうべき性格のものである。関係するGHQ指令や法令の全文は付録のIIIに収録されている。

閉鎖機関は、前述のように経済侵略機関とみなされた在外活動関係と、経済統制関係とに二分されるので、それぞれが本編の第2、3編に区分されて収められている。各機関ごとに項目が立てられ(閉鎖機関ではないが特殊清算に付された前述の日本証券取引所の特別勘定も含む)、各項目は、1：概要(あるいは沿革)、2：閉鎖、3：清算、の3部分からなり、あるいはさらに、4：特記事項、が加わる場合もある。一般に「概要」(あるいは沿革)では、該当機関の設立から閉鎖にいたる簡単な歴史が、その背景をなす社会・経済情勢に関する記述とともに述べられ、「閉鎖」では、敗戦間際の総合貸借対照表、閉鎖当時の役員および国内店舗貸借対照表、閉鎖から特殊清算結了(あるいは未結了機関の場合は清算業務の引継ぎ時まで)の清算に関する簡史が記述され、「清算」では、債権回収・資産処分・債務弁済などの詳細な状況と引継ぎ時における貸借対照表、清算機関における損益計算書などが記載されている。

本書所収の関係者の回顧談「閉鎖機関保管人委員会　閉鎖機関整理委員会史座談会」によると、閉鎖機関整理委員会もGHQも閉鎖機関の実状は分からなかったといわれている。しかし委員会は、閉鎖機関を清算する前に国内店舗分のバランス・シートを作らなければならず、GHQに分からせるためにはその簡単な歴史を調べなければならなかつた。さらに機関のこのような概要・沿革と貸借対照表(バランス・シート)などは必ずGHQスタッフに英文で報告しなければならないという状況であった⁽¹²⁾。当時作成された資料が本書作成の基本になったものと思われる。

ところで、本書の中で唯一の非客観的叙述の部分が付録資料編のIIIに含まれているこの回顧談であり、政策史研究にとって数少ない貴重な資料である。内容的にはかなり重複しているが、石橋良吉・岩動道行講述『戦後における閉鎖機関の処理』も同種の回顧談である。

最後に付録のIIは、各機関ごとの機関番号・機関名・閉鎖日・閉鎖指定省令・特殊清算人(特殊管理人・特殊整理人)・指定業務省令・特殊清算結了日・後継特殊清算人の諸項目からなる一覧表であるが、途中で閉鎖指定が解除された独逸東亜銀行・中国銀行(中華民国法人)・日仏銀行の3機関、1946年6月に清算が結了した全国金融統制会、および閉鎖「機関」ではない日本証券取引所の特別勘定には閉鎖機関番号が付されていない。

2. 特徴と意義

『閉鎖機関とその特殊清算』のもっとも重要な資料的意義は、総論にあたる閉鎖機関制度・政策に関する部分よりも、むしろ個々の機関に関する部分にある。とくに在外活動関係機関については、社史やそれに類するものが少ない場合が圧倒的に多いので、それに代わる役割を担って

いる。中でも敗戦直前期の総合貸借対照表(在外店舗と国内店舗を合わせたもの)と閉鎖日前後の国内店舗貸借対照表は、大蔵省管理局編「日本人の海外活動に関する歴史的調査」とあいまって植民地・占領地の敗戦直前期における活動状況を伝える貴重な資料となっている。このためこれまで研究にかなり頻繁に利用されている。

その例を管見の限りで挙げておくと、中央儲備銀行(島崎久爾『円の侵略史——円為替本位制度の形成過程』日本経済評論社、1989年、218ページ)、満洲中央銀行(満洲中央銀行史研究会編『満洲中央銀行史——通貨・金融政策の軌跡』東洋経済新報社、1988年、170ページ)、外資金庫(島崎『円の侵略史』358~359ページ)、南方開発金庫(島崎『円の侵略史』332ページ)、波形昭一「南方占領地の通貨・金融政策」[伊牟田敏充編『戦時体制下の金融構造』日本評論社、1991年] 176ページ)、華北交通会社(高橋泰隆「日本帝国主義による中国交通支配の展開——華北交通会社と華中鉄道会社を中心に」[浅田喬二編『日本帝国主義下の中国——中国占領地経済の研究』楽游書房、1981年] 427ページ)、満洲飛行機製造会社(村上勝彦「軍需産業」[大石嘉一郎編『日本帝国主義史3 第二次大戦期』東京大学出版会、1994年] 165ページ)、資金統合銀行(本間靖夫「共同融資銀行と資金統合銀行」[伊牟田編『戦時体制下の金融構造』] 529ページ)、戦時金融金庫(伊牟田敏充「日本興業銀行と戦時金融金庫」[伊牟田編『戦時体制下の金融構造』] 264ページ)などがある。

以上のような在外活動関係機関に限らず、重要な経済統制関係機関に関しても、残存資料の少ない戦時期の活動に関しては同様なことが言えよう。

ところで『閉鎖機関とその特殊清算』における記述は、機関によってその詳細度が著しく異なっている。たとえば東洋拓殖会社の場合、敗戦直前期の詳細な関係会社一覧が、満洲製鉄会社の場合、主要設備生産能力や生産実績が、戦時金融金庫の場合、研究史上不明な兵器製造助成法に基づく設備資金を含む詳細な融資先リストが掲げられている。他方、満洲重工業開発会社の子会社や、台湾銀行の子会社(蓬萊不動産会社)、朝鮮銀行の子会社(甲子不動産会社・昭和証券会社)のようにきわめて簡略な記載に止まっているものもある。

個々の機関ごとの情報もさることながら、敗戦直前・直後期という同一時点において全機関の共通事項が分かるということも重要であり、とくに全機関について等しく掲げられている貸借対照表の利用価値は大きい。しかしこれについても注意が必要である。後述の「特殊清算」という概念に関わることだが、閉鎖機関の特殊清算は、国内店舗分のみを分離して清算し、在外店舗分は一括棚上げにしておくという特殊性を持っているので、敗戦後の閉鎖時の貸借対照表は当然ながら国内店舗分に限定されていることになる。全店舗分である敗戦直前分の総合(本支店)貸借対照表とは異なっている。そして時点が敗戦前と敗戦後と異なるので、厳密には国内店舗分の比重を確定することができなくなる。総じて満洲重工業開発会社・朝鮮銀行・台湾銀行の子会社は、後掲の表3に示されるように在外分が不明なので、総合貸借対照表が記載されていない。また東京弁事処が罹災した蒙疆銀行など若干の総合貸借対照表は記載されていなかったり、総合貸借対照表が中国聯合準備銀行のように敗戦直前期よりかなり以前のものであったり、逆に横浜正金銀行のように敗戦後のものであったりするものがある。さらに資金のカラクリが複雑で研究の結果数値がやっと判明したが、なお不確定な状況にある外資金庫のような機関もある⁽¹³⁾。

表1 閉鎖時期別の閉鎖機関数

年月	機関数	年月	機関数	年月	機関数
1945. 9	29	6	28	6	47
1945計	29	7	90	7	18
		8	59	8	7
1946. 2	2	9	32	9	8
4	13	10	22	10	7
10	3	11	52	11	49
11	5	12	21	12	8
12	3	1947計	317	1948計	701
1946計	26				
		1948. 1	64	1949. 1	12
1947. 1	1	2	241	3	4
2	5	3	134	4	1
3	1	4	67	5	1
5	6	5	51	1949計	18
				合 計	1,091

(出所)『閉鎖機関とその特殊清算』24ページ。

III 閉鎖機関をめぐる若干の論点

1. 閉鎖機関の指定と範囲

いかなる基準で閉鎖機関の指定がなされたのかが政策研究の一論点である。まず前提として、閉鎖機関の指定を時期別に確認しておくために表1を掲げる。

表1から、閉鎖機関の指定状況は、①1945年9月に29というかなりの数の機関がまとまって先行的になされ、②その後47年5月までバラバラに少数の機関が、③47年6月から48年6月頃までの約1年間にまとまって大量の機関が指定され(同年11月も多い)、④その後はまた減少して49年5月の財団法人炭鉱福利協会で最後になっている。ピークの月は48年2月であるが、この月を含む③の期間に全体の83%、908機関に達している。

前述のように閉鎖機関に関する体制は、47年3月の閉鎖機関令・閉鎖機関整理委員会令の制定と、同年5月1日の同委員会の発足が画期をなしており、以後大量の指定が可能になったと考えられる。

しかしその内容を見ると、在外活動関係の大部分は1945、46年中に指定される一方、経済統制関係は若干の例外を除いて47年からの指定となっており、とくに45年9月の29機関のうち26機関は在外活動関係であった。つまり閉鎖は在外活動関係から始まって、後に国内経済統制関係に拡大した。そのため③の期間はほとんど国内経済統制関係に属している。その例外をなすものが、一方で経済統制関係に区分される資金統合銀行・戦時金融金庫・全国金融統制会の三つが45年9月に、産業設備営団・住宅営団の二つが46年12月に、国民厚生金庫・交易営団の二つが47年1、2月と早期に指定されたこと、他方で在外活動関係に区分される北支那製鉄会社・華北軽金属会社・大連船渠鉄工会社・山東鉱業会社・南滿鉱業会社(本社は大連から奉天省大石

表2 分類別の閉鎖機関数

機 関		機 関		機 関	
在外活動関係		満洲	18	各種閉鎖機関(計)	(1,005)
金融関係(計)	(19)	中国	10	農林水産業関係	130
台湾	3	南方	7	鉱工業関係	775
朝鮮	4	その他(計)	(7)	貿易関係	77
満洲	3			交通関係	19
中国	3	合 計	64	その他	4
その他	6				
開発関係(計)	(38)	経済統制関係		合 計	1,027
台湾	1	経済閉鎖機関(計)	(22)		
樺太	1	金融関係	6	総 計	1,091
朝鮮	1	その他	16		

(出所)『閉鎖機関とその特殊清算』7~18ページ、付録53ページ。

橋に移転)・大連汽船会社というほぼ華北・大連で活動した機関が47年7月~48年9月と遅れて指定されたことである。

以上の点に関連して、産業設備営団・住宅営団・交易営団の指定は日本人の閉鎖事業関係者に衝撃を与えたよう、「司令部の方針がいったいどこにあるのか、初めは植民地の金融機関とか、開発機関というようなものに限られていたのが、いつの間にか統制機関らしいものを皆ぶちこわそうというような態度にかわってきた」とその回顧談で語らしめ、「皆ぶちこわそう」という点に関して、「司令部のどこかでいいだと、全部その葬式をこちらへ持って来るという感があった」⁽¹⁴⁾との印象を彼らに与えた。

しかし在外活動関係であれ、経済統制関係であれ、主要な機関は早期に指定されており、とくに一番最初に指定された29機関はGHQによってきわめて重視されたものであった。ただし、前述のようにそのうちの日仏銀行・中国銀行（中華民国法人）・独逸東亜銀行の3機関は1946年4月から48年9月にかけて指定を解除され、日仏銀行の場合は印度支那銀行東京支店とともに別途清算されることになった。45年12月27日、日本銀行が印度支那銀行東京支店の業務・財産の管理人になっている⁽¹⁵⁾。しかし他の2機関の指定解除の理由は明らかではない。

つぎに在外活動関係・経済統制関係別の、また地域・分野別の機関の概況をみると、表2のごとくである。

表2から、数において経済統制関係の中の「各種閉鎖機関」が全体の92%と圧倒的に多く、うち鉱工業関係がその8割弱を占めて、鉄鋼統制会など戦時重化学工業化政策を反映した機関が多いことが分かるが、その中には規模が零細で日本経済にとってはさほどの意義を有していない閉鎖機関も多い。在外活動関係には台湾銀行・朝鮮銀行・東洋拓殖会社・南満洲鉄道会社・満洲重工業開発会社・北支那開発会社・南洋拓殖会社などの重要機関の子会社・傘下会社も含まれているが、親会社のみを取り上げると、日本の植民地・占領地における金融・開発関係の主要機関を網羅しており、とくに金融の国策機関はGHQによってきわめて重視されていた。指定された在外活動関係は特殊法人か、あるいは普通法人であっても特殊法人の子会社・傘下会社であって、その他一般の普通法人は含まれていないように推測されるが、この点も今後明ら

かにされなければならない。

この点に関し、朝鮮に本店があり、敗戦時に朝鮮に債権・債務を有し、かつ戦時には戦争に非常に協力していたといわれる朝鮮郵船会社・高周波重工業会社は閉鎖指令を免れており、この措置は不可解だと朝鮮銀行関係者が述べている⁽¹⁶⁾。しかしこれら機関は上述の普通法人であるがゆえに、閉鎖指令を免れたように思われる。日本の植民地・占領地には多くの会社があつたから、その中で閉鎖指定された機関は一部の特殊な機関であったと考えてよい。しかし指定を受けた機関と受けなかった機関の境目はどこにあったのかという問題は、今後の論点をなしている。

つぎに閉鎖機関の国籍をどのように考えるべきかが問題である。在外活動関係であっても、本社を東洋拓殖会社のように東京においていた日本法人や、あるいは日本法人ゆえに、南満洲鉄道会社のように満洲国ではなく日本租借地内におかなければならず、本社を新京ではなく大連においていた機関や、これらとは異なり満洲重工業開発会社のような満洲国法人や、中国に本社をおいていた機関(国籍は不明)もあって、機関の国籍、本社の所在地は一定ではない。朝鮮銀行は日本の法律で設立され、日本の大蔵大臣の指揮・監督下におかれていて、本店は京城にあった。このような相違は、後の閉鎖機関令改正(1953年8月)によって可能となった閉鎖機関指定解除後の取扱に影響を与える条件ではあったが⁽¹⁷⁾、これら諸機関の敗戦前の活動が閉鎖に際して何らかの影響を及ぼしたのか否かは判然としない。ただ朝鮮銀行関係者が、同行は実際上は日本法人であって通常の金融活動を行っていたのであり、後述のようにいち早く第二会社の設立を認められた横浜正金銀行となんら異ならないのに差別的扱いを受けたと不満を抱いていたことは、この国籍問題あるいは本社の所在地と関係があったのかもしれない⁽¹⁸⁾。国籍、本社の所在地のような形式的事項と、実際の活動の場所など、何が重視されたかはやはり今後の検討課題である。

2. 閉鎖後の特例

閉鎖後に直ちに清算に入る場合と、たんに財産管理のみが行われた場合とがあり、機関によって異なっていた。日本銀行・日本勧業銀行が特殊整理人・清算人になった機関は直ちに清算が開始されたが、その他の機関はやがて成立した閉鎖機関保管人委員会の手で主に財産管理のみが行われたにとどまった。なぜこのような差異が生じたのか、また日本銀行・日本勧業銀行がなぜ特殊整理人・清算人に指名されたのかも今後明らかにすべき論点である。

1945年9月30日の最初の閉鎖指令にあった機関のうち、10月20日のGHQ指令と11月24日の大蔵省告示によって朝鮮銀行・台湾銀行・朝鮮殖産銀行・日仏銀行・独逸東亜銀行の5機関の清算を日本銀行が、12月26日の大蔵省告示によって全国金融統制会の清算を日本勧業銀行が、それぞれ行うことになった。これに關し、『朝鮮銀行史』は、10月の大蔵省原案では朝鮮銀行・台湾銀行・朝鮮殖産銀行の3機関の清算人は帝国銀行に予定されていたが、GHQの日本銀行への信頼が厚かったので同行が任命されたとしている⁽¹⁹⁾。同行は、このとき日仏銀行・独逸東亜銀行も任され、45年10月に内規によらない清算事務室を設け、翌46年3月にこれを制度化した閉鎖機関処理部を設けて清算事業を始めたが、さらに同年6月には閉鎖機関整理委員会の管理下

にあった中国銀行(中華民国法人), 47年3~5月に閉鎖機関に指名された台湾銀行子会社の蓬萊不動産会社, 同じく朝鮮銀行子会社の甲子不動産会社・昭和証券会社の特殊整理人を命じられている⁽²⁰⁾。その途中で前述の3機関が閉鎖指定を解除され, その他の機関はわずかに對外地關係をのぞいて特殊清算事務がほぼ終了したので, 48年11月に閉鎖機関整理委員会に引き継がれた。そのため以上の諸機関の閉鎖機関番号は, 閉鎖機関整理委員会の下に入った順序で付されたので, 閉鎖指令が早かったにもかかわらず, 1009~1014となっている。日本銀行は植民地金融機関の中核であった朝鮮銀行・台灣銀行・朝鮮殖產銀行の特殊清算を45年11月から48年11月の3年間にわたって担当したことになる。ただし, 日本銀行にはその関係資料がほとんど残されていないということであるが⁽²¹⁾, その理由は閉鎖機関整理委員会に資料が戻されたためと思われる。

他方, 戦時金融の中核的統制機関であった全国金融統制会に対する日本勸業銀行の手による清算は短期間のうちに終了してしまい(1946年6月), 閉鎖機関番号が付されるに至らなかった。在外活動機関でなかつたためか, 国内分のみの処理ですんだためと思われる。

もう一つ特殊な扱いを受けた重要な機関がある。横浜正金銀行である。同行は植民地・占領地で大いに活動していた重要な機関であるにもかかわらず, かなり後の1947年6月に閉鎖指定を受けている。しかし, これは46年7月に再組織案がGHQに承認され, 国内分が新銀行である東京銀行(46年12月設立)に譲渡された後の在外分が対象となったものである。もちろん閉鎖以前に全金融機関に対して為替取引禁止が命じられていたので, 横浜正金銀行の主要な活動は早期に停止したものと思われるが, 早くも45年11月にはGHQから普通銀行化を勧められたのである。このため当初は特殊銀行から普通銀行に改組すればよいと同行関係者は簡単に考えていたが, GHQ内にはその戦犯的色彩において朝鮮銀行・台灣銀行と何ら異なるところがないという見方もあり, 結局新銀行設立という形になった⁽²²⁾。横浜正金銀行の場合, このような形でのみ第二会社設立がきわめて早期に可能となったのである。朝鮮銀行・台灣銀行への処置との相違は, 横浜正金銀行の主要基盤が国内貿易金融にあり, 朝鮮銀行・台灣銀行などは在外活動にあつたことによるのか, これも論点となる。

3. 特殊清算の性格

「特殊清算」の特殊性は, 先にも若干ふれたように, 民法・商法・破産法などの一般法規に依拠しない清算のやり方にある。具体的には第1に, 「会社が合併または破産以外の理由によって解散したときは, 解散当時の取締役が清算人になる」という商法の規定に則らず, 逆に会社関係者をすべて排除して清算がなされたこと, 第2に, 本来一体的に清算されるべき国内店舗分・在外店舗分を分離し, 在外分を一括棚上げして国内分のみの清算を行ったことなどが主にあげられる。後者の理由として, GHQの管轄権は日本国内にとどまるので国内財産の処理は行うが, 国外のものには関与しないという態度をとっていたことがあると考えられる。これを「現地主義」「地域主義」と日本側関係者は呼んでいた⁽²³⁾。

そのため講和条約後の閉鎖機関政策の転換は, 上記2点の改変がポイントになった。第1は, まったく排除されていた元の機関の役員が清算に関与するようになったことである。もちろん

表3 在外活動関係閉鎖機関の総資本額（単位：1000円、未満切捨）

機関名	総合(A)	国内店舗(B)	比率(B/A)%
1.横浜正金銀行	334,006,186	6,373,399	2
2.外資金庫	71,289,835		
3.朝鮮銀行	24,892,123	6,801,907	27
4.南方開発金庫	21,203,751		
5.北支那開発会社	18,920,879	5,080,947	27
6.満洲中央銀行	12,156,942	3,256,151	27
7.台灣銀行	6,435,800	2,799,720	44
8.中支那振興会社	5,732,946	638,697	11
9.満洲興業銀行	5,731,025	27,717	0.5
10.南満洲鉄道会社	5,293,142	445,112	8
11.満洲重工業開発会社	4,663,920	500,405	11
12.華北交通会社	4,610,000	108,611	2
13.朝鮮殖産銀行	2,537,334	607,868	24
14.華北電業会社	2,397,808	6,153	0.3
15.中国聯合準備銀行	1,819,058	561,091	31
16.蒙疆銀行	1,639,635	182,304	11
17.朝鮮金融組合連合会	1,372,187		
18.満洲電業会社	1,217,442	344,335	28
19.満洲拓殖公社	1,097,967	7,554	0.7
20.華北軽金属会社	1,045,930	14,394	1
21.北支那製鉄会社	1,017,504	333,987	33
22.東洋拓殖会社	978,561	860,724	88
23.満洲投資証券会社	738,520		
24.日満商事会社	537,084	56,454	11
25.中央儲備銀行	348,704		
26.満洲電信電話会社	342,776	148,221	43
27.台灣商工銀行	299,801	175,997	59
28.大連汽船会社	161,907	48,315	30
29.台灣拓殖会社	159,845	67,686	42
30.樺太開発会社	124,944	25,895	21
31.南洋興発会社	121,223	90,705	75
32.満洲製鉄会社		96,459	
33.南洋拓殖会社	94,966	96,157	101
34.華南銀行	74,716	8,430	11
35.朝鮮信託会社	16,730	41,637	249
36.日本商事会社	21,706	28,701	132
37.軍管理開灘鉱務総局		24,584	
38.安東軽金属会社		17,916	
39.甲子不動産会社		15,649	
40.財団法人義済会		12,186	
41.満洲飛行機製造会社		11,954	
42.龍烟鉄鉱会社		10,736	
43.福島鉱業会社		9,636	
44.南満鉱業会社		9,495	
45.南拓興業会社		8,924	
46.蓬萊不動産会社		8,908	
47.南国企業会社	4,738	7,293	154
48.満洲軽金属製造会社		4,049	
49.満洲自動車製造会社		3,903	
50.南洋農林会社	3,456	3,069	89
51.阜新炭鉱会社		2,953	
52.密山炭鉱会社		2,895	
53.三協燐鉱会社		2,630	
54.大連船渠会社		2,389	

55. 山東鉱業会社		1,821
56. 鶴岡炭鉱会社		1,807
57. 昭和証券会社		1,203
58. 満洲鉱山会社		757
59. 满洲マグネシウム会社		242
60. 满洲映画協会		200
61. 西安炭鉱会社		193

(出所)『閉鎖機関とその特殊清算』151~504ページにより筆者作成。

元の機関の多数の職員は清算業務の実働部隊として閉鎖機関の委員会に雇用されていたが、それは政策決定に関わるものではなかった。しかし、1952年7月、朝鮮銀行の星野喜代治・桜沢秀次郎、台湾銀行の本橋兵太郎・田村宏、朝鮮殖産銀行の石川清秀の5名に特殊清算人の顧問が委嘱され、清算過程の政策決定に携わることになった⁽²⁴⁾。

第2は、在外店舗の債権・債務を勘案した後、残余財産の処分が可能となり、第二会社設立の条件が生まれたことである。在外店舗分を一括棚上げにしておくという従来の方針については、まず1950年12月の閉鎖機関令によって、在外活動閉鎖機関の場合は社債弁済と国内残余財産の処分を行うことができない、とより厳密に規定されたが、この方針は政策転換の下で変化し、53年8月の同令改正で、在外店舗負債分（在外資産額を越える分）に対して残余財産を保留したならばそれ以外の分の処分が可能となり、第二会社設立への道が開かれたのである⁽²⁵⁾。

参考のため、在外活動関係機関の2種の貸借対照表（敗戦直前期の総合貸借対照表と閉鎖時の国内貸借対照表）の総資本（総使用資本）を表3に掲げておく。

表3について注意すべきことは、①決算時期は機関によって異なる、②総合貸借対照表と国内店舗貸借対照表の決算時期が異なる、③国内店舗分の「総合」に対する比率を算出しておいたが②に注意する必要がある、④配列順序は総資本額の多い順であるが、総合の数値がない場合は国内店舗の額で代位した、などの点である。このような点を配慮しなければならないが、表3からも、重要な機関は総じて総資本額が多く、上位に位置していることが分かる。

IV 第二会社設立問題

1. 占領終結による条件の変化

閉鎖機関の第二会社設立はきわめて困難な条件下にあったが、講和条約締結に伴う日本占領の終了、当時の日本政府の対応によって急速に可能となった。しかし閉鎖機関で第二会社を設立したのは朝鮮銀行・台湾銀行のわずか2機関にしかすぎなかつたようである（前述の横浜正金銀行の変則的な例を別にすれば）。設立した機関とその他の機関との相違、設立を可能にした条件の究明は今後の重要な課題である。もちろん旧機関の関係者が協力して新会社を設立した例はあるが（たとえば朝鮮殖産銀行関係者が金融機関の「殖銀」を設立した）、これは第二会社ではない。旧機関の財産を受け継いで設立されたものが初めて第二会社と呼ばれるからである。

他方、閉鎖機関に指定されなかつた在外会社（旧日本占領地域に本店を有する会社）の場合は、

1949年1月18日のGHQ指令と同年8月1日の政令により、日本人の利益が1割以上のもの1123社が指定されて、内地での事業再開を目的とする第二会社設立のための内地支店財産の整理、清算業務が認められることになった。興味深いのは、この財産整理過程で、在外資産・渉外負債に関する個々の会社内の関連を越えて、日本の在外財産全部がプールされて渉外負債に充てられることが明らかになったことである。この点は、在外財産問題に関する問題である。なお在外財産の調査は、GHQ指導下に外務省・大蔵省共管で在外財産調査会が46年9月16日に設けられ、同会は戦後内地にいる日本人が海外に所有する財産の調査を2年半行った後、49年1月16日に解散した⁽²⁶⁾。

しかし在外活動関係閉鎖機関の場合、前述のように、1950年12月の閉鎖機関令改正による第二特殊清算方式の改訂で、むしろ逆に社債弁済と残余財産の処分ができないことが新たに明示されることになったが⁽²⁷⁾、占領終結後の53年7月の閉鎖機関令改正によってこれらを行うこと、そして残余財産で新会社を設立することが可能となり、3閉鎖機関の元役員5人が当該機関関係の顧問に委嘱された⁽²⁸⁾。そして同年11月には、閉鎖時の朝鮮銀行副総裁星野喜代治、台湾銀行頭取上山英三の2名が元機関の特殊清算人に選任され、単独清算を開始したのである⁽²⁹⁾。

1953年7月の閉鎖機関令改正の時点では、新会社設立の底流はいくつかあるが、実際に指定解除の希望を申し出ているのは、3機関（しかし満洲投資証券会社・南洋興発会社・福島興業会社〔旧名南洋アルミニウム会社〕・朝鮮銀行・台湾銀行・朝鮮殖産銀行の6機関が「解除の希望あり」と、また日本商事会社〔旧名山東塩業会社〕が「解除予定」と記されている）で、その中で第二会社設立計画の表面化しているものは1機関にすぎないと言われていた⁽³⁰⁾。

2. 具体的な設立過程

詳細が判明する朝鮮銀行・台湾銀行の2機関の場合に、特殊清算はともに1953年11月から元役員の手に委ねられて、57年3月に結了しており、結了と同時に朝鮮銀行は株式会社日本不動産銀行、台湾銀行は日本貿易信用株式会社という第二会社に継承された。この約3年半の期間において、①資産処分および再評価に伴う評価益に対する課税、②外預金送金債務の支払い、③在外債務の弁済に備えた別除財産の設定と新会社への引継ぎ、④役職員の解散手当の支払い、⑤政府への納付金、⑥いかなる第二会社を設立するか、などが問題であった⁽³¹⁾。とくに、①と⑤は新会社の財政基盤に関わるので重要な問題であり、⑥ももちろん同様である。

朝鮮銀行の第二会社をめぐっては、東亜振興会社案→証券買取会社案→貿易センター出資案→对中国貿易機関(中日実業会社を基本とする)への出資案→財団法人日本科学研究会案→技術開発金庫案・工業技術開発公社案→日本経済振興財団案・国民車育成会社案→南米移民会社案・ベルギー式セメント生産工場案・アジア協力事業補償会社案→不動産銀行案とじつに様々な案が立ち現れ、最後の不動産銀行案が実現をみた⁽³²⁾。

また納付金問題は発券銀行という特典と関わっており、結局、朝鮮銀行の場合、残余財産67億円（うち国債54億円）に対し、納付金28億円、清算所得税並びに営業税19億円、地方税附加金3億円、差し引き17億円で第二会社はスタートし、台湾銀行の場合も、同項目が21億円、9億

円、5億円、1億円、差引6億円でスタートした⁽³³⁾。

V 閉鎖機関に関する文献・資料

最後に、閉鎖機関研究に関連する重要な資料と『閉鎖機関とその特殊清算』を利用した研究文献をまとめておきたい。

1. 閉鎖機関制度・政策全般に関する文献

総理府賠償庁特殊財産部・外務省政務局特別資料課共編『日本占領及び管理重要文書集』第5巻、特殊財産編、1950年。

石橋良吉・岩動道行講述/大蔵省調査部・金融財政事情研究会編『戦後における閉鎖機関の処理』(1953年11月10日講述、『戦後財政史口述資料』の1冊)。

閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』在外活動関係閉鎖機関特殊清算事務所、1954年。

高石末吉『覚書終戦財政始末』第13巻、大蔵財務協会、1970年。

大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで』(秦郁彦執筆)、東洋経済新報社、1976年。

2. 主に個々の閉鎖機関に関する文献

田村宏編『殉難行友追悼録』閉鎖機関株式会社台灣銀行清算事務所、1956年。

台灣銀行史編纂室編『台灣銀行史』1964年。

日本不動産銀行十年史編纂室『星野喜代治・回想録』宮本潔、1967年。

東京銀行編『横浜正金銀行全史』第5巻(下)、1973年/同書、第6巻、1974年。

日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第5巻、1985年/同書、資料編、1986年。

朝鮮銀行史研究会編『朝鮮銀行史』東洋経済新報社、1987年。

3. 『閉鎖機関とその特殊清算』を利用している文献

満洲中央銀行史研究会編『満洲中央銀行史——通貨・金融政策の軌跡』東洋経済新報社、1988年。

浅田喬二編『日本帝国主義下の中国——中国占領地経済の研究』楽游書房、1981年。

(関係論文は、高橋泰隆「日本帝国主義による中国交通支配の展開——華北交通会社と華中鉄道会社を中心に」)

島崎久爾『円の侵略史——円為替本位制度の形成過程』日本經濟評論社、1989年。

伊牟田敏充編『戦時体制下の金融構造』日本評論社、1991年。

(関係論文は、波形昭一「南方占領地の通貨・金融政策」、本間靖夫「共同融資銀行と資金統合銀行」、伊牟田敏充「日本興業銀行と戦時金融金庫」)

大石嘉一郎編『日本帝国主義史3 第二次大戦期』東京大学出版会、1994年。

(関係論文は、村上勝彦「軍需産業」)

4. 個々の在外活動閉鎖機関に関する文献

中村隆英『戦時日本の華北経済支配』山川出版社、1983年。

(北支那開発会社、蒙疆銀行)

押司静夫・牧村四郎（日本金融史研究会）編『(改訂増補) 日本金融機関史文献目録』全国地方銀行協会、1984年。

三日月直之『台湾拓殖会社とその時代』葦書房、1993年。

山本有造編『「満洲国」の研究』京都大学人文科学研究所、1993年。

5. 閉鎖機関に関する資料の所在

国立国会図書館政治資料課憲政資料室「GHQ文書」(マイクロフィッシュ)

アメリカ国立公文書館所蔵のGHQ文書を14年前から9年間マイクロフィッシュに撮影収録。現在公開されている。

大蔵省理財局管財課所蔵「閉鎖機関関係資料」

部内目録は作成されているが、清算未了の機関があったり、戦後補償問題とも関係したり、国会審議で取り上げられる可能性など微妙な問題があるためか、目録・資料とも非公開。リソース数百箱位の分量で、証拠書類が9割程度を占める。資料内容は、研究上の価値では「玉石混淆」で、本社が東京にあった機関の資料が多く、満洲関係はほとんどなく、東洋拓殖会社の資料が多い。資料の所在地は、大蔵省の駒沢倉庫→王子倉庫→谷津遊園倉庫と移転し、現在は谷津遊園倉庫らしい。

6. 筆者による閉鎖機関資料に関する聞き取り先

大森とく子氏（元大蔵省財政史室）

柴田善雅氏（元大蔵省財政金融研究所）

八木慶和氏（元日本銀行百年史編纂室）

金子文夫氏（横浜市立大学）

[注]

- (1) 高石末吉『覚書終戦財政始末』第13巻、大蔵財務協会、1970年、899ページでは、閉鎖機関番号の付されたものが1089、付されなかつたものが⁵5、合計1094としているが、付されなかつたもの一つは特殊清算に処せられたが非閉鎖機関であった後述の日本証券取引所の特別勘定と思われるので、閉鎖機関数は1093としてよい。
- (2) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』在外活動関係閉鎖機関特殊清算事務所、1954年、付録268ページ。
- (3) 同上書、96ページ。
- (4) 同上書、59ページ。なお4種類を合わせても466で、470に満たないことが疑問である。
- (5) 柴田善雅氏談。

- (6) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』付録272ページ。
- (7) 大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで』(秦郁彦執筆), 東洋経済新報社, 1976年, 173~174ページ。
- (8) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』付録272ページ。
- (9) 高石『覚書終戦財政始末』第13巻, 350ページ。
- (10) 石橋良吉・岩動道行講述/大蔵省調査部・金融財政事情研究会編『戦後における閉鎖機関の処理』(1953年11月10日講述, 『戦後財政史口述資料』の1冊)。
- (11) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』付録270ページ。
- (12) 同上書, 付録274ページ。当初はそうであるが全機関に関して必要であったかどうかは不明。
- (13) 同上書, 218, 229, 255, 273ページ, 付録271ページ。
- (14) 同上書, 付録269ページ。
- (15) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』資料編, 1986年, 101ページ。
- (16) 日本不動産銀行十年史編纂室『星野喜代治・回想録』宮本潔, 1967年, 161ページ。なお星野は、大連汽船会社も閉鎖機関に指定されなかったと述べているが、これは誤りである。
- (17) 朝鮮銀行史研究会編『朝鮮銀行史』東洋経済新報社, 1987年, 791~792ページ。
- (18) 日本不動産銀行十年史編纂室『星野喜代治・回想録』151ページ。
- (19) 朝鮮銀行史研究会編『朝鮮銀行史』783ページ。
- (20) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第5巻, 1985年, 12ページ/同書, 資料編, 102ページ。
- (21) 八木慶和氏談。
- (22) 東京銀行編『横浜正金銀行全史』第5巻(下), 1973年, 137~139ページ/同書, 第6巻, 1974年, 163ページ。
- (23) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』附録269ページ。
- (24) 同上書, 1600ページ。
- (25) 台湾銀行史編纂室編『台湾銀行史』1964年, 1219ページ。
- (26) 総理府賠償庁特殊財産部・外務省政務局特別資料課共編『日本占領及び管理重要文書集』第5巻特殊財産編, 1950年, 2~4ページ。
- (27) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』103ページ。
- (28) 朝鮮銀行史研究会編『朝鮮銀行史』791~792ページ/閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』1600ページ。
- (29) 朝鮮銀行史研究会編『朝鮮銀行史』793ページ。
- (30) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』1601~1603ページ。
- (31) 朝鮮銀行史研究会編『朝鮮銀行史』794~814ページ/台湾銀行史編纂室編『台湾銀行史』1267~1277ページ。
- (32) 朝鮮銀行史研究会編『朝鮮銀行史』811~814ページ/台湾銀行史編纂室編『台湾銀行史』1274~1277ページ。
- (33) 朝鮮銀行史研究会編『朝鮮銀行史』808~813ページ。